

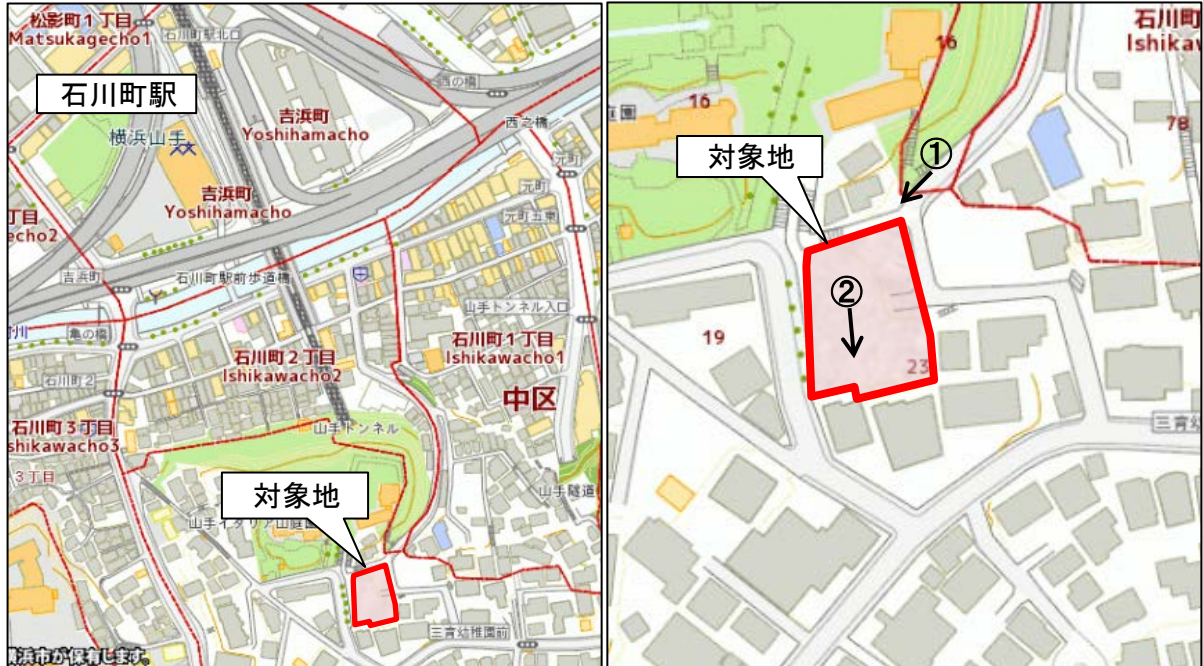
利活用が可能と考える資産の基本情報

資産名称	公共公益的施設用地		
所在地	中区山手町22-3ほか	面積	1,327.08㎡

1 土地の概要

接道状況		北側で幅員約5.3m、西側で幅員約11.2mの舗装市道に接面(※)、東側で幅員約3.9mの私道に接面(42条2項道路) ※北側、西側は本土地より7m高い		
交通機関		根岸線「石川町」駅～徒歩5分		
都市計画による制限	区域区分	市街化区域	用途地域	第1種低層住居専用地域
	建ぺい率/容積率	40/80	高度地区	第1種高度地区
	防火・準防火地域	防火指定なし	その他の制限	外壁後退距離: 前面道路から1m、敷地面積最低限度: 125㎡、建築物の高さの限度: 10m、緑化地域、山手風致地区: 第3種(建ぺい率(40%)、容積率(用途地域で規定)、建築物の高さ(10m)、外壁後退(道路2m、その他1m))

2 位置図/案内図



※この地図の著作権は横浜市が保有します。

3 参考写真



※最新の状況とは異なる場合があります。

4 お問い合わせ先

財政局資産経営課企画係 045-671-2271

※「利活用」とは、公共公益的な利用や民間への売却・貸付等を指します。